

金利スワップ取引清算業務における金銭で預託を受けた清算預託金に付す利息の取扱いの見直し等に係る制度要綱

2025年12月11日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、清算参加者及び清算委託者（以下「清算参加者等」という。）から金銭で預託を受けた清算預託金のうち信託銀行への信託設定により保管しているもの（以下「金銭担保」という。）に付す利息の額の予見性向上及び清算参加者等の運用により生じた損失の負担抑制等への対応のために所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内 容	備 考
1. 金銭担保に付す利息の算出方法の変更について (1) 概要	<ul style="list-style-type: none">現在、当社が金銭担保に付す利息は、運用により生じた収益の合計額から一定の金額を控除した残額を、各清算参加者等が当社に預託した金銭担保の平均残高に応じて按分することによって算出することとしているが、所定の計算式によって算出する方法に変更する。	<ul style="list-style-type: none">現行と同様、日本銀行の当座預金口座への預金によって保管される金銭で預託を受けた清算預託金（日本円に限る。）に対しては、利息を付さない。
(2) 計算式	<ul style="list-style-type: none">当社が運用する金銭担保について、各通貨の利息の額を以下のとおり算出するものとする。 ① 日本円で預託を受けた金銭担保（以下「日本円担保」という。）に付す利息 計算期間の各日において次の計算式により算出される額の合計 (当該日における日本円担保の残高) × (当社が公示により定める日本円担保の利率) ÷ 365	<ul style="list-style-type: none">当社が公示により定める日本円担保の利率は、以下の計算式により算出される利率とする。 $0.75 \times (TONA - 30\text{ bp}) + 0.25 \times (\text{信託銀行の普通預金利} - 0\text{ bp})$TONAは、日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レートの加重平均値をいい、日本円担保に付す利息の額を算出するために用いる基

項目	内 容	備 考
	<p>② 米ドルで預託を受けた金銭担保（以下「米ドル担保」という。）に付す利息 計算期間の各日において次の計算式により算出される額の合計 (当該日における米ドル担保の残高) × (当社が公示により定める米ドル担保の利率) ÷ 365</p>	<p>準利率とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 信託銀行の普通預金利は、当社が清算預託金を信託している信託業務を営む銀行が公表する普通預金の店頭金利をいう。 当社が公示により定める米ドル担保の利率は、以下の計算式により算出される利率とする。 $E F F R - 100 b p$ E F F R は米国ニューヨーク連邦準備銀行が公表する Effective Federal Funds Rate をいい、米ドル担保に付す利息の額を算出するために用いる基準利率とする。 各通貨の利率の算出において、基準利率 (T O N A、信託銀行の普通預金利及びE F F R) から当社が定める値を控除した結果の値が負数である場合は、当該負数の値を0とみなす。 例えば、日本円担保に付す利息の算出において、T O N A : 20 b p である場合には基準利率から当社が定める値を控除した結果の値は▲10 b p (= 20 b p - 30 b p) となるため、当該数値を0とみなして、以下の計算式により利息の額を算出する。 $(当該日における日本円担保の残高) \times 0.25 \times (信託銀行の普通預金利 - 0 b p) \div 365$ 各通貨の利率の計算式において定める値を変更する場合は、事前に通知を行う。
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> コラテラル手数料及び金銭担保に付す利息の額の算出を行うための計算期間（金利スワップ取引清算業務に係る手数料に関する規 	<ul style="list-style-type: none"> 現行と同様、日本円担保に付す利息の支払いについては、当該額を清算手数料等と差引き計算する

項目	内 容	備 考
	<p>則第5条の4第2項に規定する計算期間をいう。)について、現在の四半期から月次へ変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> コラテラル手数料を当社へ支払う時期について、現在の計算期間の末日の属する月の翌々月20日までに支払うものとしている取扱いを、各月の翌月20日までに支払うものとする取扱いに変更する。 	<p>ことによって行うものとし、米ドル担保に付す利息は米ドル建てで支払うものとする（清算手数料等との差引き計算は行わない）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、4月分のコラテラル手数料及び当社からの利息の支払に係る授受については、他の清算手数料等に係る支払いとあわせて5月20日までに行うものとする。
2. 運用により生じた損失の補填に充てる準備金について (1) 概要	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、金銭担保の運用により生じた損失について、清算参加者等の負担を抑制する観点から、当該損失の補填に充てる準備金（以下「運用損失準備金」という。）を積み立てる。 金銭担保の運用により収益が生じた場合には、税引後の当社利益額（運用により生じた収益から1（2）によって算出される清算参加者等に支払う利息の額並びに運用に必要な費用及び手数料を控除した後の残額について当社が支払う税額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）を運用損失準備金に追加して積み立てる。 上記の運用損失準備金として積み立てる税引後の当社利益額が米ドル担保の運用により生じたものである場合には、当該税引後の当社利益額から日本円に両替した際に要した費用を控除した残額を積み立てるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初の拠出額は利益処分に関する議論を踏まえて別途定める。
(2) 損失発生時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、金銭担保の運用により損失が生じた場合には、運用損失準備金の積立額を取り崩すことにより補填する。 運用損失準備金の取り崩しによってもなお補填しえない損失額がある場合は、当該額を当社が定める時点において当社に預託している金銭担保残高に応じて按分した額を、清算参加者等は負担す 	<ul style="list-style-type: none"> 当社が定める時点は、現行と同様、信託財産が運用により毀損した日の前当社営業日の午後4時時点とする。

項目	内 容	備 考
	るものとする。	
3. 清算委託者に係る利息の取扱いについて (1) 概要	<ul style="list-style-type: none"> 当社が清算委託者に係る利息として受託清算参加者に支払う金額について、当該受託清算参加者は利息として受領した金銭の全部を当該清算委託者に支払うものとする取扱いに加えて、受託清算参加者と当該清算委託者との間であらかじめ合意した方法により、利息の額を取り扱うことができるものとする。 差換預託を利用する場合に、清算委託者から預託を受けた委託当初証拠金に受託清算参加者が付す利息に関するも、同様に、受託清算参加者と清算委託者との間であらかじめ合意した方法により、取り扱うことができるものとする。 	
(2) 本制度の利用を希望する受託清算参加者からの申告	<ul style="list-style-type: none"> 本制度の利用（利用の取り止めを含む。）を希望する受託清算参加者は、あらかじめ、当社にその旨の申告を行うものとする。この場合において、当該申告を行おうとする受託清算参加者は、あらかじめ清算委託者との間で当該申告の内容に関して合意しなければならない。 申告は受託清算参加者単位でのみ可能とし、清算委託者ごとの利用有無の選択は不可とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度の利用を希望しない受託清算参加者の清算委託者に係る利息については、受託清算参加者は、現行と同様、清算委託者分の利息として受領した金銭の全部を当該清算委託者に支払うものとする。 本制度の利用を希望する受託清算参加者は変更前月の20日までにその旨を申告するものとする。
(3) 損失発生時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 金銭担保の運用により損失が生じ、2（2）に定める運用損失準備金の取り崩しによってもなお補填しえない損失額がある場合、本制度を利用している受託清算参加者は、清算委託者が預託した金銭担保残高に応じた損失額についても負担するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 受託清算参加者が本制度を利用している場合、当社が利息を支払う場合の実質的な帰属者を受託清算参加者として取り扱うため、損失が発生した場合においても、その損失の実質的な帰属者として

項目	内 容	備 考
		受託清算参加者が清算委託者分も含めた損失を負担するものとする。

III. 実施時期

2026年4月1日（予定）とする。

以 上